

令和8年度

第1回東かがわ市農業委員会議事録

令和8年4月20日

東かがわ市農業委員会

東かがわ市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月20日(月)午後1時30分から午後2時56分

2. 開催場所 東かがわ市役所3階 大会議室

3. 出席委員(15名)

会長	1番 田村 照栄	10番 黒川 義明
職務代理	2番 砂川 哲也	11番 青木 大明
	3番 三谷 博計	13番 三井 和彦
	4番 山本 一郎	14番 松井 委昭
	5番 田中 稔	15番 田中 卓臣
	7番 松枝 孝幸	16番 池田 正志
	8番 榎本 貴之	17番 松岡 由美
	9番 藤本 輝華	

4. 欠席委員(2名)

6番 笹井 慎也 12番 安部 哲弘

5. 議事日程

第1 署名委員の指名について

第2 専決第1号 職員の任免について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知報告について

報告第2号 使用貸借終了に係る農地返還通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について

議案第5号 農用地利用計画変更申出の意見決定について

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 地域計画変更申出に係る意見聴取について

議案第8号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

第3 その他

5月の農業委員会について

6. 農業委員会事務局

鷺見 吉保 塩田佐知子 黒田 寛子 安部 俊貴

7. 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p>それでは、ただいまより令和8年度第1回東かがわ市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日の配付資料でございますが、先日、タブレットにお送りした議案書、議案書資料と、机の上に配付しております資料でございます。1つ目は、先にデータで送っております専決第1号 職員の任免についての差し替え分でございます。後に委員会の中で事務局担当から説明をいたします。2つ目は、別冊議案第8号の令和8年度最適化活動の目標の設定等についてでございます。3つ目は、令和9年度農地等利用の最適化の推進に関する改善意見、県提出への意見聴取についてでございます。4つ目は、農業委員会業務の手引きです。基礎編で分かりやすくなっておりますので、ぜひご活用ください。配付物は以上4点でございます。皆様、そろっていますでしょうか。大丈夫でしょうかね。</p> <p>それでは、本日、笹井慎也委員と安部哲弘委員からの欠席のご連絡を頂いております。</p> <p>それでは始めさせていただきます。会長、よろしくお願いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>～会長あいさつ～</p> <p>本日は、議案のほうで専決が1件と報告が2件、議案8件でございます。どうぞご協力をよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、まず日程第1、署名委員の指名でございますが、恒例でございますので、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。本日の署名委員は、14番の松井委昭委員、15番の田中卓臣委員、どうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、専決第1号 職員の任免について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼いたします。専決第1号 職員の任免について説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、農業委員会の職員は農業委員会が任免することとなっております。この度、令和8年4月1日付の東かがわ市人事異動に伴い、前任の水口経課長が異動となったため、委員会の事務局長としての職を免じ、新しく農林水産課に配属となりました鷺見吉保課長を委員会の事務局長として任命しようとするものでございます。なお、3月の農業委員会総会以後の発令でございましたので、会長専決としてご報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま専決第1号につきまして、事務局の説明がございました。4月1日付の異動でございますので、お認めいただいたらと思いますので、どうぞ</p>

	<p>よろしく願いをいたします。</p> <p>続きまして、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知報告について、今月1件ございます。事務局より説明いたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。報告第1号 農地法第18条第6項解約通知報告について、ご説明いたします。議案書は2ページになります。今月は1件のご報告がございます。</p> <p>申請番号1番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。申請地は■■■■の田1筆、合計面積は981平方メートルになります。耕作者変更のため、合意解約となります。なお、当該農地については、借り手の■■■■様の子どもである認定新規就農者の■■■■様が引き続き借り受けることとなっておりますが、申請は翌月以降となります。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>報告第1号の説明が終わりました。双方合意での書類提出となっております。お認めいただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告第2号 使用貸借終了に係る農地返還通知について8件ございます。事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。報告第2号 使用貸借終了農地返還通知についてご説明いたします。議案書は3ページから6ページになります。今月は8件の報告がございます。</p> <p>初めに、申請番号1番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。申請地は■■■■を含みます田2筆、合計面積は2,704平方メートルになります。令和3年12月から6年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、所有者が自作するため合意解約となります。なお、備考欄の契約期間が令和3年12月1日から令和9年12月1日までとなっておりますが、当初の契約書を確認したところ、この期間で間違いがなかったため、そのまま記載しております。</p> <p>続きまして、申請番号2番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。申請地は■■■■の田1筆、合計面積は1,309平方メートルになります。令和6年9月から3年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、労力不足のため合意解約となります。なお、次案件は既に決まっております、申請は翌月以降となります。</p> <p>続きまして、申請番号3番と4番につきましては、貸し手、借り手共に同じ方となるため、まとめてご報告いたします。貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。申請地は■■■■を含みます田2筆、合計面積は2,000平方メートルになります。令和4年と令和6年からそれぞれ6年の期間で使用貸借権の</p>

	<p>設定をしておりましたが、無償譲渡のため合意解約となります。こちらについては、議案第1号申請番号5番でもご説明させていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号5番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。申請地は■■■■を含みます田3筆、合計面積は5,439平方メートルになります。令和5年10月から6年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、労力不足のため合意解約となります。なお、次案件は既に決まっており、申請は翌月以降となります。</p> <p>続きまして、申請番号6番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様、転貸人は公益財団法人香川県農地機構。申請地は■■■■を含みます田2筆、合計面積は1,116平方メートルになります。令和6年5月から6年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、労力不足のため合意解約となります。なお、こちらも次案件は既に決まっており、議案第4号申請番号26番となります。</p> <p>続きまして、申請番号7番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様、転貸人は公益財団法人香川県農地機構。申請地は■■■■の田1筆、合計面積は437平方メートルになります。平成30年8月から10年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、労力不足のため合意解約となります。なお、こちらにつきましても次案件は既に決まっており、申請は翌月以降となります。</p> <p>最後に、申請番号8番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様、転貸人は公益財団法人香川県農地機構。申請地は■■■■を含みます田2筆、合計面積は1,690平方メートルになります。令和6年9月から6年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、所有者が自作するため合意解約となります。</p> <p>以上、8件、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>報告第2号の事務局の説明が終わりました。</p> <p>報告案件でございます。この件に関しましても双方合意の上での書類提出となっております。これに関しまして、何かご質問等がございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。ございませんか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めてまいりたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月7件ございます。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請について説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、所有権移転の案件です。</p> <p>譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■の田、面積713平方メートル。農地取得後の作目は水稻。農機</p>

具については、トラクター、コンバイン、田植機、トラックを各1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は16,710平方メートル、農作業歴は4年、通作距離は300メートル、農作業常時従事日数は150日となっています。

申請番号2番、所有権移転の案件です。

譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■
■■■■の田、面積526平方メートル。農地取得後の作目は野菜、果樹。農
機具等については、申請番号1番と同様です。通作距離は300メートル、農
作業常時従事日数は150日となっています。

続きまして、申請番号3番、所有権移転の案件です。

譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■
■■■■の田、面積388平方メートル。農地取得後の作目は水稻。農機具等
については申請番号1番と同様です。通作距離は500メートル、農作業常時
従事日数は150日となっています。

続きまして、申請番号4番、所有権移転の案件です。

譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■
■■■■ほか2筆の田、合計面積2,256平方メートル。農地取得後の
作目は、水稻。農機具等については、申請番号1番と同様です。通作距離は
500メートル、農作業常時従事日数は150日となっています。

続きまして、申請番号5番、所有権移転の案件です。

譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■
■■■■ほか1筆の田、合計面積2,000平方メートル。農地取得後の作目は、水
稻。農機具については、コンバイン、田植機を各1台、トラクター、トラッ
クを各2台所有しています。申請農地取得後の経営面積は21,488平方メー
トル、農作業歴は47年、通作距離は1.1キロメートル、農作業常時従事日数は
300日となっています。

続きまして、申請番号6番、所有権移転の案件です。

譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■
■■■■の田、面積1,039平方メートル。農地取得後の作目は、水稻。農機
具については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機、トラックを各1
台所有しています。申請農地取得後の経営面積は13,241.7平方メートル、農
作業歴は40年、通作距離は1キロメートル、農作業常時従事日数は200日と
なっています。

続きまして、申請番号7番、所有権移転の案件です。

譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■
■■■■ほか1筆の田、合計面積1,584平方メートル。農地取得後の作目は、
花、花卉、野菜。農機具については、トラクター、コンバイン、耕運機、田
植機、トラックを各1台、農舎を25平方メートル所有しています。申請農
地取得後の経営面積は9,535平方メートル、農作業歴は15年、通作距離は10
メートル、農作業常時従事日数は200日となっています。

	<p>以上の7件の申請につきまして、譲受人は農地法第3条第2項各号に定める諸要件を満たしていると考えられ、権利移動は適当であると思われます。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>議案第1号の説明が終わりました。ご審議いただきたいと思いますが、申請番号1番から4番までは関連がございますので、一括でご審議いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、地元委員のほうも異議がないということでございますので、申請番号1、2、3、4と補足説明のほうをよろしくお願ひいたします。</p>
三谷委員	<p>田村会長が言ってくれなかったら、私、4件一緒にお願ひしますと言うところでした。4月8日に推進委員の水田晴之さんと一緒に、前日にアポイント取って行きました。まとめますと、この■■■■さんと■■■さんはご夫婦で、以前からお米を1トン食べるという話もしてきた方で、特に家付き、山付きというようなこの案件の中に、説明の中に入っております。ほかの所有者の境界とかそんなんも全く問題ないし、ただ温泉みたいに水が湧き出てるような田んぼもあって誰も手を付けないということで、農業委員の仕事としてこういう方がおってくれるということは、放棄地のなくなる、撲滅いうことでいいことですが、やはりこの辺でちょっと自分とこの水稻を中心にするらしいんですけれども、コンバイン、トラクター、田植機の能力とあと号数を合わせて、この辺で一遍ちょっと確認というかしてみたらどうですかということに、そうしますということをお願ひしてくれたいし、やってくれることは非常にありがたいことなんですけれども、やはりあんまり農家のこと、移住者でありまして、農業の本当の神髄を知らないので、ちょっとその辺で釘を刺すんも大事かなと言っています。まとめますと、何の問題もないかと思ひます。よろしくご審議ください。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号1番から4番につきましては、地元委員のほうから問題はないというご回答を頂きました。ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号5番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願ひいたします。</p>
松枝委員	<p>それでは説明させていただきます。■■■さんにお会いしましてお話を聞きましたところ、■■■さんがもうそろそろしまいをしたいということでありまして譲り受けるということで話がまとまっておりますし、現地は全て正常に耕作をしておりますので報告いたします。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号5番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。</p>

	ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号6番を議題といたします。私のほうから補足説明をさせていただきます。</p> <p>先日、推進委員とともに、■■■さんの家を訪問させていただきました。■■■さんと■■■さんはご親戚でございます。最初は■■■様も、今、県外のほうにいますが、こちらのほうへ帰ってくる予定だったんですが、もう高齢になりまして、こちらのほうへ帰ってくることはもうないということで、今まで耕作をさせていただいておりました■■■さんのほうへ農地をもうお買上げ、所有権移転をしたいというお申出で、双方にお伺いいたしました。何ら問題はなかったのを認めてまいりましたので、ご報告を申し上げます。</p> <p>それでは、申請番号6番を議題といたします。補足説明のほうは問題はないということだったんですが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号7番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。</p>
田中委員	<p>それでは説明させていただきます。先日、■■■さんのお父さんのほうにお会いしまして、田んぼはようけあるんですけど、ハウスが2棟ありまして、その2棟だけを生前部分贈与という形にするそうで、ほかの田んぼはなかなか担うてくれんと、せっかくハウスがあるけん、そっちだけ息子に変更するというような形になってます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号7番につきましては、今、補足説明のほうで、生前部分贈与ということで問題はないというご回答を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>議案第1号につきまして全て異議なしということですので、許可相当として処理をいたしたいと思えます。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、3件ございます。事務局より説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。議案書のほうは9ページになります。</p> <p>申請番号1番、議案書資料は令和7年度12回農業委員会の地域計画変更1と同内容のため省略させていただいております。</p> <p>土地の所有者は、■■■の■■■様、申請地は■■■■、田、100平方メートルです。■■■■から南東に約350メートル</p>

	<p>ルの第2種農地で、転用目的は宅地拡張です。自宅東に隣接する自己所有の田の一部を宅地造成し、テラスを建築して自宅敷地と一体で利用していたもので、転用の許可を得ることなく建築していたことが分かり是正するものがあります。西側が宅地に面し、近隣の農地にも影響はなく、周辺農地への影響も認められないことから、計画は適当であると思われます。始末書も出てきており、特に問題はないと思われます。</p> <p>申請番号2番、議案書資料は、こちらのほうも令和7年度12回の農業委員会の地域計画変更②と同内容のため省略させていただいております。</p> <p>申請人は■■■■の■■■■様、申請地は■■■■、畑、300平方メートル、■■■■沿いにある第2種農地でございます。転用目的は貸し駐車場です。土地の利用者は申請地の道を挟んだ北側でご夫婦でカイロプラクティック■■■■を営む■■■■様でございます。現在、駐車場が2台しかなく、前から近隣で駐車場を探していたが見つからず、営業に支障を来していたということで、相続で受けた農地を耕作することなくそのままになっていた申請地をこの度、貸し駐車場にするということで、■■■■様が借り受けることになったということでございます。また、カイロプラクティックだけでなく、副業でサプリメントや化粧水の販売もしており、その購入客も利用するというところでございます。近隣に農地はなく、露天駐車場のため、日照、風にも支障を及ぼす恐れはないということで、何ら問題はないと思われます。</p> <p>申請番号3番、議案書資料は1ページから4ページでございます。</p> <p>申請者は■■■■の■■■■様、申請地は■■■■、田、1,030平方メートルでございます。■■■■から北へ約510メートル、■■■■沿いに位置する第二種農地でございます。令和5年6月5日から営農型の太陽光発電設備を設置し、下部でシキミ栽培をしているもので、3年目の今年、この事業に資金を投入していることや、シキミ栽培が軌道に乗ってきたということから、事業を継続し3年間の一時転用許可を更新するものでございます。隣接所有者には了解を得ており、関係者とも調整済みでございます。排水については雨水は既存の南側の水路に排水し、汚水の排水はないということです。また、敷地は現状のまま続いて使用いたしますので、新たな土砂の流出や堆積はございません。周辺農地の日照や通風等にも支障がないということで、隣接農地関係者とも調整済みで、問題はないということでございます。</p> <p>以上、3件の申請につきましては、農地転用許可に係る立地基準と一般基準に適合し、被害防除計画も妥当であること、また申請番号1番については無断転用ではございますが、始末書等の提出がなされていることなどから、計画は適当であると思われます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第2号の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお願いいたします。</p>

	まず申請番号1番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいいたします。
田中委員	以前出た説明したのとあまり変わりはないので、問題はないと思います。
会長	ありがとうございます。申請番号1番につきましては、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号2番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいいたします。
松枝委員	それでは、説明をさせていただきます。2番の■■■■さんの案件でございます。これも先ほどの地域計画変更でご了承していただいた件でございます。推進委員と現場を確認して、何ら異常がないことを認めておりますので了承したいと思っております。よろしくお願いいいたします。
会長	ありがとうございます。申請番号2番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号3番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいいたします。
池田委員	では、3番について補足説明させていただきます。これ、3年前に申請が上がったもので、シイタケからシキビに変更して、当時オーケー出したものと、自分で出したんですけど、今回も継続ですので問題はないと思います。それで1点、前回で以前にシキビとシキミは違うと言ったんですけど、もう1回調べたら同じものでございました。おわび申し上げます。それと、始末書はこれ要らないでしょう、付いてないんで、先ほどおっしゃったんで。以上でございます。
会長	ありがとうございます。申請番号3番につきましても、地元委員のほうから何ら異議はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第2号につきましては、3件とも異議なしということですので、許可相当として進達してまいりたいと思っております。 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、2件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案書のほうは10ページをご覧ください。

	<p>申請番号1番、議案書資料は令和7年度第8回の農業委員会の地域計画変更7と同内容のため省略をさせていただいております。</p> <p>譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は同じく■■■■の所有者の娘さんの■■■■様でございます。申請地は■■■■、田、123平方メートル。■■■■の西約100メートルに位置する第2種農地でございます。変更後の利用目的は分家住宅です。後に関連で、議案第6号非農地証明の願いも出てまいります。現在、譲受人は自宅近くの借家に居住しておりますが、老朽化が激しく間取りも悪いため、以前から1戸建ての建築を考えておりました。両親の住居に隣接しており、将来的に両親の面倒を見ることも考えており、また子どもを育てていく過程において、様々な面で双方にとっても好都合であるため、この度、父所有の宅地にあります建物の一部を取り壊し、申出地の農地を借り受け、併せて建築をするものでございます。排水については雨水はため枿を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し処理することということで、関係者等との調整も済んでおります。</p> <p>次に、申請番号2番、議案書資料は5ページから8ページでございます。貸し人は■■■■の■■■■様、借り人は■■■■で土木工事業を営む■■■■、■■■■、■■■■様でございます。申請地は■■■■、田、977平方メートルのうち273平方メートルでございます。■■■■から■■■■を西へ約150メートル、■■■■の2方向に接する第2種農地で、許可後は■■■■工事に伴う市道の迂回路として利用する仮設道路でございます。迂回路として仮設道路の設置が必要になり、工事現場に隣接して、万が一の破損や交通事故などに対しても迅速な対応ができ待避所も設置できるということから、この場所を選定したということでございます。前回、許可を頂いておりましたバイパスの工事に伴う、そちらも迂回路の仮設道路でございましたが、これに引き続いて工事をするということで、全体の工事の完了は8月末を予定いたしております。雨水は既存の水路に排水管を敷設し既存の水路へ放流、汚水の発生はありません。土地改良区水利組合また隣接農地関係者とも調整済みでございます。また事業計画、被害防除計画等も妥当で、問題はないと思われまます。</p> <p>以上、2件の申請については、農地転用許可に係る立地基準及び一般基準に適合し、被害防除計画も適当であることなどから、計画は適当であると思われまます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第3号の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお願いいたしたいと思ひます。</p> <p>まず申請番号1番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>安部委員からご意見のほう預かっております。特段問題はないということでご報告を頂いております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号1番につきましては、問題はないという</p>

	<p>ご回答を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号2番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。</p>
松井委員	<p>失礼します。先日、双方から電話でちょっと確認と、現場のほうを確認してきました。現場のほうも工事が始まっているような感じでしたが、■■■■の現場監督の方にはお話しできたんですけど、■■■■さんのほうが記載の電話番号がちょっと違うかって他人にかかってしまいまして、また事務局のほうでこちらは確認していただいているというお話になっておりますので、■■■■の現場監督の■■■■さんにお話し伺ったんですけど、特に双方お話も問題なく手続もできているということなので、問題ないかと思われま。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号2番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。議案第3号につきましても、異議なしということで、許可相当として進達してまいりたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、今月29件56筆でございます。事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、ご説明いたします。議案書は11ページから22ページになります。</p> <p>議案書22ページの集計欄をご覧ください。</p> <p>貸借の申請についてご報告させていただきます。貸借権の転貸4件、使用貸借権の転貸25件、合計29件56筆、合計面積70,428平方メートルになります。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第4号の説明が終わりました。総合計にて29件56筆、70,428平方メートルにつきましても説明が終わりました。</p> <p>ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしということで、適当である旨を答申してまいりたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第5号 農用地利用計画変更申出の意見決定について、今月2件でございます。事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。それでは、議案第5号 農用地利用計画変更申出の意見</p>

	<p>決定についての説明をさせていただきます。議案書のほうは23ページをご覧ください。今月は、農用地区域からの用途区分変更が7筆でございます。</p> <p>申出番号1番、こちらのほう、右のほうに備考を書いておりますけども、1-Aと1-Bということで、ご自宅のすぐ南側、2か所と言えば北側の1-Aと南側の1-Bということで、一応区切らせていただいております。議案書の資料は9ページから16ページでございます。</p> <p>土地の所有者は、■■■■の■■■■様、土地の所有地Aは■■■■■■■■■■、畑、89平方メートルほか4筆、712平方メートルでございます。Bのほうは、■■■■■■■■■■、畑、638平方メートルほか1筆、計1,426平方メートル。A、Bの合計で7筆、2,138平方メートルでございます。Aのほうは■■■■■■■■■■から南へ110メートル、■■■■■■■■■■沿いに位置する第2種農地です。Bはそこから更に南へ約100メートル、■■■■■■■■■■沿いに位置する第2種農地でございます。変更後の利用目的は、農業用の倉庫でございます。昭和47年に申請人が養豚業を始めるに当たり、豚舎を建築しました。その後、ミニトマトの栽培に事業を再構築し、農業用の倉庫として利用しておりましたけれども、平成12年に農水省の補助事業として、当時の■■■■■■■■■■による経営対策構造事業にて、作業場の施設を借り受けてミニトマトの栽培事業を進めてまいりました。今般、この事業における施設等の設置が国の事業でございましたので、転用のほうが許可申請ができておらず無断転用であるということが分かり、是正するものでございます。A B共に現在も変わらず農業用施設として利用しており、雨水は申請地内にて自然浸透処理し、汚水は既存の単独浄化槽東側水路に放流し、近隣の農地も本人所有または借り受けているハウス等で、影響はないと思われま。土地改良区、水利組合また隣接農地の関係者等とも調整済みで同意は得られております。また、事業計画、被害防除計画も妥当で問題はないかと思われま。申出区分は、今はいつもあるのが農用地区域からの除外ということでございますが、こちらのほうは農地を農地以外のものを利用してという用途区分の変更ということになります。</p> <p>以上、2件の案件につきましては、事業に必要性があり、農用地区域から除外するのではなく全て農業用施設として利用し適当な規模であるほか、周辺の土地利用から見ても適当性が認められ、ほかに代替する土地もなく、農用地の面的な集団性も失わせないことから、変更のほうは相当と思われま。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第5号の説明が終わりましたが、申し訳ございませんが、榎本委員様、ご本人ではございませんが、しばらく退室をお願いいたします。</p> <p>すいません。それでは、ただいま事務局のほうから、議案第5号につきましてご説明がございましたが、皆様にご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお願いいたしたいと思ひます。</p>
事務局	<p>すいません。岡本委員のほうから、別に問題はないということで回答を頂</p>

	<p>いております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいま事務局のほうから、推進委員のほうから問題はないというご回答を頂いているご説明がございました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。議案第5号につきましては、異議なしということで適当と認められ、異議のない旨を答申してまいりたいと思います。</p> <p>榎本委員、どうぞ入室をお願いいたします。すいません。</p> <p>それでは、議案第6号に入りたいと思います。議案第6号 非農地証明願について、今月2件ございます。事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。それでは、議案第6号 非農地証明願について説明いたします。議案書の24ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、議案書資料は17ページから19ページです。</p> <p>申請人は■■■■の■■■■様、申請地は■■■■ほか4筆の田、合計面積1,088平方メートル。■■■■から約100メートル南に位置する農地で、第2種農地です。約40年前から管理できておらず、農地として復旧することが困難となったものであります。</p> <p>続きまして、申請番号2番、議案書資料は20ページから22ページです。</p> <p>申請人は、■■■■の■■■■様、申請地は■■■■ほか1筆の田、合計面積48平方メートル。■■■■と■■■■の交差点から約200メートル北西に位置する農地で、第2種農地です。道路敷地となっており、農地として復旧することが困難となったものであります。</p> <p>以上の2件の申請については、農地としての復旧が見込めないため、非農地証明は適当であると思われれます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第6号の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお願いいたしたいと思います。</p> <p>まず申請番号1番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。</p>
黒川委員	<p>私、推進委員の小島さんとで■■■■さん宅を訪れ、現地の現状確認と説明を受けて調査を行いました。周囲の同じような位置づけの田んぼはもう山林とかに地目変更されて、この■■■■さんとこだけがまだ田んぼの状態が残ってるという状態です。現在植わっているのは、おじいさんという話なんですけど、シキミを植えていたり、それから松のひこぼえが生えているような現状で、もう既に畔もないような状態です。それで、■■■■さんが、今度、息子さんに相続するに当たり、本人で地目変更を行いたいということで、この案件が出てきました。地目変更いうてもどういうふうにするんですかという話をしたら、やっぱり山林化でええんやというのでちょっとやりたいという意見</p>

	<p>をお伺いしました。それとあと、この土地を地目変更するに当たり、香川用水の使用の有無も確認していただきたいという話も出てますんで、その辺りで香川用水が入ってるかどうかの確認も必要ではないかなと考えております。非農地証明の願に対しては異議ないと考えておりますので、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。申請番号1番につきましては、ただいま地元委員のほうから、非農地としては問題はないが、ただ用水の確認等が必要じゃないかなというお話もお伺いいたしました。また、用水の確認等につきましてはまた今後確認をしていただきたいと思いますが、非農地としては問題はないというご回答を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号2番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお伺いいたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。安部委員のほうから、ご意見のほうをお預かりしております。特に道になっていても問題はないということで、ご回答いただいております。以上です。</p>
会長	<p>申請番号2番につきましても問題はないというご回答を頂きました。</p> <p>ご審議頂きたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。議案第6号につきましても、異議なしということで非農地として証明をいたしたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第7号 地域計画変更申出に係る意見聴取について、4件ございます。事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第7号 地域計画変更申出についての説明をいたします。議案書のほうは25ページになります。申し訳ございません。専決の後でちょっと入ってきたもので、すいません。25ページじゃなくて24ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、議案書の資料のほうは23ページから25ページでございます。</p> <p>土地の所有者は■■■■の■■■■様、申出地は■■■■、畑の105平方メートルでございます。この用地は、隣接する宅地を貸家として計画しており、駐車場スペースが極小で駐車台数も不足しているため、申請地を駐車場ととして利用するものでございます。</p> <p>申請番号2番、議案書資料は先ほどの農振除外の用途区域の変更と同じです。省略をさせていただきます。</p> <p>申出人は■■■■の■■■■様、申出地は■■■■、田、638平方メートルほか6筆、計7筆の2,138平方メートルでございます。説明につき</p>

	<p>ましても省略をさせていただきます。</p> <p>申請番号3番、議案書の資料は26ページからです。</p> <p>土地の所有者は■■■■の■■■■様、申出地は■■■■、畑、739平方メートルほか2筆で、計2,060平方メートルでございます。変更後の利用者は、■■■■で、利用目的は露天駐車場用地です。申出地近くで製造業を営んでいる会社が、製品を出荷するのに積出し用の大型車両が待機するための駐車場として整備するものでございます。</p> <p>申請番号4番、議案書資料は農地法の第4条の申請と同じですので省略をさせていただきます。</p> <p>土地の所有者は■■■■の■■■■様、申出地は■■■■、田、1,030平方メートル、変更後の利用目的は営農型太陽光発電設備です。こちらにつきましても、こちらは一時転用でございますので後でこれが出てきましたけれども、同時に許可を頂きまして、転用の許可のときまでに許可のほうを頂きたいということが出てきております。説明につきましても4条のほうで説明済みでございますので、省略をいたします。</p> <p>以上、4件ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第7号の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお願いいたしたいと思えます。</p> <p>まず申請番号1番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。</p>
松枝委員	<p>それでは、申請番号1番について説明させていただきます。申請人と転用事業者に連絡を取りましたけども、なかなか連絡が取れないので、直接お話は聞いてはおりません。現場に推進委員とまいりました結果、隣に家を改修しておりまして、貸家ということでございまして、その土地については駐車場は確かにありませんでした。すぐ隣の本申請地を駐車場として使うということでございますけど、ただちょっと図面上こっちに載ってなかったと思うんですが、断面を見たらフェンスもあるんで、そこら辺りどうするかというのは、進入口はどこかで進入口を造るかということが明記されておりましたので、本申請までには必ず明記をしていただくようにしてほしいのと、北側の隣接地との境界が全く不明瞭です。これも同じ■■■■さんの宅地なもので、一体的に使うおそれがあるので、そこら辺りも十分注意をしていただいたらと思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号1番につきましては、ただいま地元委員のほうから確認の必要性のある点も今、ご説明をいただきました。そのところも踏まえまして、皆様方にご審議いただきたいと思えますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(条件付で異議なし)
会長	<p>ただいま、条件付で異議なしということを経験委員のほうから確認の必要</p>

	<p>があるというところでございましたので、また事務局のほうで対応していただいて、条件付で異議なしということで認めさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号2番を議題といたします。補足説明、事務局、お預かりしてませんか。</p>
事務局	先ほどと同じでございます。特にありませんということです。
会長	<p>ありがとうございます。申請番号2番につきましても問題はないというご回答を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。申請番号3番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
三井委員	これも全く問題はありません。
会長	<p>ありがとうございます。申請番号3番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。</p> <p>ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。続きまして、申請番号4番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
池田委員	4番について、再度、補足説明させていただきます。同じで別に問題はないと思いますけども、先ほど営農が軌道に乗ってるとおっしゃってましたけど、 ■■■■ さんの意見書では10年かかると書いておりましたので、そういう訂正したほうがよろしいのかなと思います。
会長	<p>ありがとうございます。申請番号4番につきましては、ただいま事務局のほうから訂正等のご指摘もございましたが、ご審議いただきたいと思えます。</p> <p>どうぞ。</p>
事務局	申請書のほうがこのようになっておって、本人としては軌道に乗ってきたなという、結果が出るのはなかなかということは、ちょっとシキミについては聞いておりますけれども、本人が軌道に乗ってきたということで申請のほうを提出してきていただいておりますので、よろしくお願いいたします。
池田委員	■■■■ さんの意見書の中にそう書いてましたんで、落ち着いてますと。
三谷委員	事務局は軌道に乗ってきたと聞いたろう。
池田委員	いやいや、これ意見書の中にそう書いてますので。
会長	分かりました。それでは、意見書のほうのページのほうにも書いてあるということですので、また事務局のほうで対応させていただきたいと思えます。申請番号4番につきましては、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第7号につきましては、申請番号1番につき

	<p>ましては条件付ということで、あと皆様、異議なしということでございましたので、認めてまいりたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第8号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第8号 令和8年度最適化活動の目標の設定についての説明をいたします。議案書、本日お配りいたしました別冊1ページから3ページでございます。</p> <p>農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、市のホームページ等で公表することが、農業委員会法第37条に規定されております。国の農地集積率の目標は8割以上ということでございますが、平成25年度には48.7%、令和5年は60.4%で伸びているようでございますが、都道府県別の集計率を調べましたら、北海道は91.8%、次いで秋田、山形、佐賀、福井は70%台であります。本市については40%となっておりますが、香川県の目標は60%超えとありますので、その目標に向かって集積していくためには、まず20ヘクタールほどの新規集積が必要となっております。少しずつでも集積率が上げられるよう、令和8年度も2ヘクタールの目標を設定いたしております。</p> <p>2ページのほうをご覧ください。最適化活動の目標としまして、1、農地集積率、2番の遊休農地の解消、3の新規参入への貸付け等の目標数値を設定しております。1番の農地集積率については、延長及び課題のところ、右端の集積率でございますが、先ほども言いましたが、東かがわ市の集積率は40.0%、昨年度は38.6%でございましたので、少し伸びております。全国の集積率は目標は8割超えで、香川県は10年後の目標は6割を超えるということが目標設定をしているようでございます。②の目標で、集積率が31.1%となっておりますけれども、こちらのほうは過去に指針のほうで設定した目標の数値で、東かがわ市の場合は既に40.0%と達成いたしておりますので、今年度中にはまた指針のほうの変更をしていきたいと思っております。</p> <p>3ページの最適化の活動については、活動強化月間の設定目標として、昨年度に引き続き現行の農地パトロールに加え、通年で担い手がいない農地の貸借等のあっせん、農業委員と農地利用最適化推進委員、また農地機構とも連携、協力して進めてまいりたいと思っております。なお、1人当たりの活動日数については、令和6年度の目標が5日でございますけれども、令和7年度途中から8日になっておりまして、今年度も昨年度と同じ1か月に8日以上活動を目標とさせていただきたいと思っております。高齢化による農業従事者の減少や、鳥獣被害により農地の確保が難しいなど課題もたくさんございますけれども、10年先には集積率5割を目指す目標に、令和8年度の委員会運営に当たってまいりたいと考えております。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。議案第8号につきましては、農地の集積率とかいろいろ国、県のほうから指針がございます。事務局のほうからも、指針に向けまして最大限努力をしていきたいという報告がございました。あと、活動日数のほうなんです、もうこれ本当に農業委員、推進委員にとっては国のほうからも指針を出されております。県のほうからも、もう最低8日は活動日数、日にちを出してほしいということでございますので、今年度もこの目標で、目標でなくても確実に活動していただきたいなと思っておりますので、どうぞもうよろしくお願いを申し上げまして、皆様方にお認めを頂きたいと思っております。どうぞ活動日数のほう、事務局のほうも県のほうへ提出しなくてはならないので、8日が最低でございます。それ以上活動していただくことにはもう何ら支障はございませんので、どうぞよろしく、もう強制みたいに今、言ってますが、よろしくご協力をお願いいたしたいなと思っておりますので、もう皆さん、よろしいですかね。目標8日以上、よろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、もう議案第8号のほうは、申し訳ございません。こちらから強制的なことになってしまいますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>日程第2のほうは、これで皆様方の本当に協力を頂きましてご審議を終わることができました。</p> <p>続きまして、日程第3、その他、5月の農業委員会について、事務局のほうからよろしくお願いをいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>来月5月の農業委員会の日程につきましては、5月20日の水曜日13時30分から市役所の3階大会議室でお願いいたします。5月20日水曜日13時30分からです。よろしくお願いをいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>5月の農業委員会につきましては、ただいま事務局のほうから、5月の20日水曜日13時30分、本会議場で開催するというように決定いたしておりますので、ご予約のほう、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。ほかにございませんか。ないようでしたら、本会を閉会にしてもよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>職代のほうから閉会の言葉を。</p>
<p>会長職務 代理者</p>	<p>～会長職務代理者あいさつ～</p>